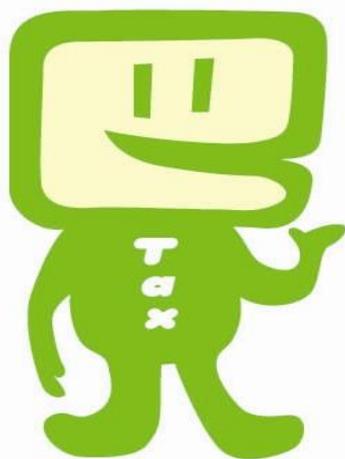


地方公共団体の特別会計に係る 消費税等について e-Tax が 義務化されます!!



平成30年度税制改正により「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、地方公共団体の特別会計に係る消費税等の申告は、e-Taxにより提出しなければならないこととされました（以下「e-Tax義務化」といいます。）。

e-Tax義務化の概要は以下のとおりです。

対象税目

消費税及び地方消費税

対象書類

申告書及び申告書に添付すべき
ものとされている書類の**全て**

対象手続

確定申告書、中間申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書

適用日

平成32（2020）年4月1日以後に開始する課税期間から適用

e-Tax ホームページ

e-Tax ホームページでは、e-Tax 義務化の概要、利用開始の手続、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Tax に関する情報についてお知らせしていますので、是非ご覧ください。

イータックス

検索

クリック

e-Tax の利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分から24時（祝日等を除く。）

※ 平成31年1月から利用可能時間を拡大します。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

国税庁では、e-Tax・確定申告書等作成コーナーの操作に関する問い合わせに電話で対応する専用窓口として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクを設置しています。

（注）申告の内容に関してのご相談（税務相談）は、最寄りの税務署をご利用ください。

0570-01-5901（e-コクセイ） 全国一律市内料金

03-5638-5171（PHSなどをご利用の場合） 通常通話料金

○ ヘルプデスクの受付時間

- ・ 月曜日～金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く。）

9時～17時

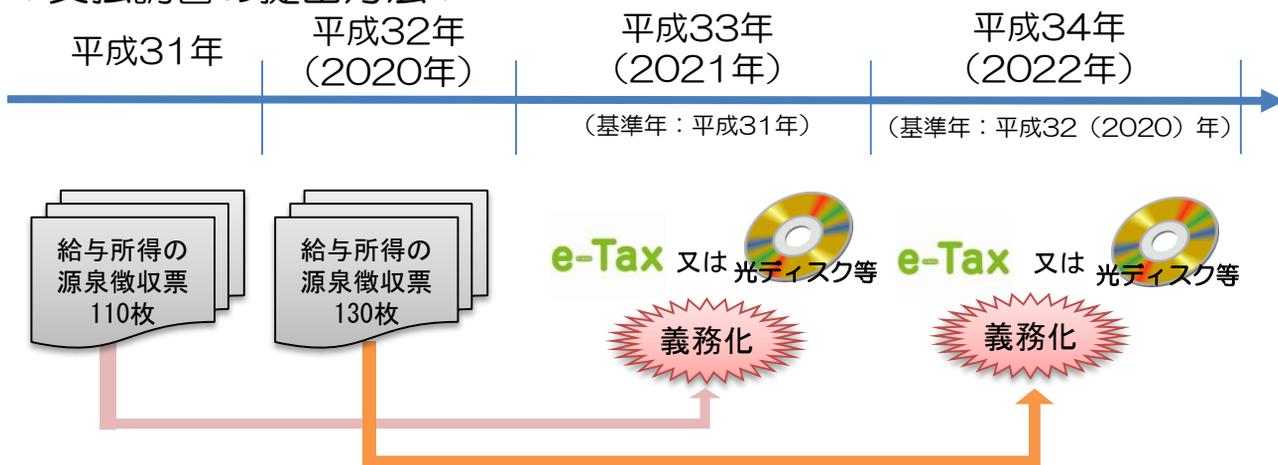
支払調書の e-Tax又は光ディスク等による提出義務化

改正の内容

平成33(2021)年1月1日以降、支払調書の種類ごと(※)に、前々年の提出すべきであった当該支払調書の枚数が**100枚以上**(現行：1,000枚以上)である支払調書については、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となります。

※ 支払調書の種類ごとにe-Tax又は光ディスク等による提出義務を判定します。

《支払調書の提出方法》



- 支払調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「税の情報・手続・用紙」⇒「申告手続・用紙」⇒「法定調書等の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
- 基準年の支払調書の提出枚数が100枚未満の方でも、e-Tax又は光ディスク等により提出することができます。

※ 光ディスク等による提出に当たっては、事前に所轄の税務署長の承認が必要な場合があります。

給与・公的年金等の支払をする事業者の方へ

地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票のデータを、一括作成して送信することで、支払報告書は市区町村に、源泉徴収票はe-Taxで税務署にそれぞれ提出されます。

eLTAXに送信すれば、必要な提出先にそれぞれ提出

